住みよい社会の実現に向けて

高等学校全学年

人権の意義・内容

■単元の目標

- 1 国際的に人権の確立に取り組んできた歴史を知るとともに、人権の普遍性、不可分性、相互依存性の意義について理解する。 (2-4)人権の意義・内容)
- 2 日本国憲法をはじめ、人権に関係する条約や法の条文について自らの生活と照らし合わせながら体系的にとらえるとともに、それらが作られた背景や思想を含めて理解する。 (2-④人権の意義・内容)
- 3 すべての人の自由と権利が守られ、発展していく住みよい社会をつくるための義務を果たそうとする。

(2-6権利の行使と責任)



■単元の流れ

スポーツのルールと人権

・人権が社会的・歴史的背景の中で作られ、変遷 してきたことを学習する。 時数教科·領域等 ◆

1 時間

ホームルーム活動総合的な学習の時間



第

世界人権宣言とは

・世界人権宣言の内容や歴史的な経過を学習する。

2 時間 公 民 科ホームルーム活動総合的な学習の時間



住みよい社会の実現に向けて

環境問題を題材に、人権について学習することをとおして、よりよい社会の実現に向け、自分たちがしなければならないことを考える。

1 時間 公 民 科ホームルーム活動総合的な学習の時間

第 次 スポーツのルールと人権

目標

● 人権がスポーツのルールと同じように、歴史的・社会的背景の中でつくられてきたことを知る。(単元目標 1)

準備物

- ・ワークシート ① 「サッカーの成り立ちとルールについて次のクイズに答えよう!」
- ・ワークシート②「反則プレーについて意見を出し合おう!」
- ・ワークシート ③「ルールと人権」

展 開 【1】

学習活動

ワークシート①に各自で答える。

5人程度のグループで、なぜルー ルが必要になったのか、どのよう にしてつくられてきたのか話し合 い、発表する。

3

ワークシート②の(質問1)につい てグループで考え、解答を発表する。

ワークシート②の(質問2)につ いてグループで考え、分類を発表 する。

ワークシート③の質問についてグ ループで討論する。

6

討論した結果を全体に発表する。

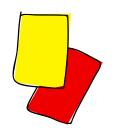
支援及び留意点

・ルールは当事者の合意を得て、形成さ れてきたことに気づかせる。

・分類のカテゴリーの数は自由に考えさ せる。

・ルールを守ることが、相手だけでなく、 自分の人権を守ることにつながること に気づかせる。

評価規準



ルールと人権とのか かわりを理解してい る。

> 【知 識】

ポイント

■ 人権がルールと同様に、社会の要求を反映しながらつくられてきたことや、単に生きるために必要な権利だけ ではなく、「差別されない権利」や「楽しい暮らしをする権利」などに広がっていったことを理解させましょう。

「サッカーの成り立ちとルールについて次のクイズに答えよう!」

- 18世紀までのフットボールで、決まっていたルールは次のうちどれ? (複数選択可)
 - ① 競技場の広さ
 - ② 競技する人の人数
 - ③ 周囲の店や住宅の窓を割らないこと
 - ④ 勝敗の決め方

⑤ 審判員の役割	1
----------	---



サッカーの審判服の基本色は黒色。何がその起源になっているの?

〈ヒント: サッカーはイングランドが起源です。イングランドは「・・・」の国だから…〉

- ① 校長先生のフロックコートの色
- ② 炭鉱労働者のシンボルの色
- ③ 神父さんの服の色
- ④ 黒い牛の色

<u> </u>		

- 最初、各地のチームは、それぞれ独自のルールでプレーしていたのに、なぜ統一したルールができたの?
 - ① 違う職場や学校・地域のチームとプレーするため必要となった。
 - ② プロリーグをつくるため必要となった。
 - ③ もめ事が多くなったので、教会の司教に決めてもらった。
 - ④ 賭けの対象となり、公平にするため必要であった。

- プレー中、相手のスネをける行為(ハッキング)は最初「勇敢な行動」として認められていたが、その後、 禁止されることになった。その理由は? (複数選択可)
 - ① 学校での下級生いじめを防ぐため。
 - ② 死者が出るなどの被害が続出したから。
 - ③ 観客が必要以上に悲鳴を上げ、騒ぐから。
 - ④ 次の日の仕事に影響が出るから。
 - ⑤ プロリーグができたが、ハッキングの多用により選手生命を絶たれるケースが急増したから。

【1】ワークシート①の正解と解説

1 正解は 4)

当時はスポーツというよりお祭り的なものだったので、みこしを担ぐようなイメージで考えるとわかりやすい。できるだけ時間をかけて楽しもうという一面もあったようだ。当時の社会情勢や支配者への抗議が込められた「集会」的な意味を持つ場合もあった。

そのため、特に決まった競技場もなく、ルールと言っても、町のある場所からある場所にボールを運んだほうが勝利するといった程度の決まりがあるだけで、変装してボールを運んだり、川に潜ったりと何でも許されていたようだ。当然周辺のものを壊すことも多く、ゲームのある時には、暴力的な行為から守るために商店街がバリケードをつくって店を守ったと記録にある。

その後、日常的に行われるようになる中で、各地で少しずつローカルルールが形づくられていった。

2 正解は①

ルールらしきものができはじめた頃は、選手からアピールがあると、各チームの代表者が相談して判定していたらしい。しかし、ゲームがエキサイトし、なかなか公平な判定ができなくなってくると、中立の立場からの判定が求められ、ある程度地位のある人を間にたてたのがレフェリーの始まりと言われている。ルールは自分たちの責任で守るべきものだが、言葉ほど簡単なものではなく個人個人の努力が必要である。サッカー競技で審判への異議申し立てが認められていないのは、こういった経緯や精神を反映している。ちなみに、当時の審判はピッチの外から判定していた。

3 正解は①

同じパブリックスクールやカレッジ内でのゲームに飽きたらず、他のチームとのゲームが行われるようになると、勝敗を決めるためには共通ルールが必要になった。最初の明文化された統一ルールは、いくつかの大学チームの選手たちが自発的に集まり話し合って決められたもの。その後も何度かの話し合いがもたれて徐々に現在のルールに近いものができた。

ここでは、サッカーのルールが権力者から押しつけられたものや特定の競技役員によって定められたものでなく、競技当事者が他者との関係の中で自律的に形作ってきたことに注目したい。そのため、競技者にはルールを遵守し、さらに社会にあうものに作り替えていく責任があった。このことは当然他のルールにもあてはまる。

4 正解は①と④

①については、高校や大学で行われるゲームで、競技の中で公然と下級生を「蹴る」ことがよくあったし、 わざとその場面を設定して下級生いじめをしていたという記録も残っている。

④については、サッカーが労働者の間に広まっていたことが背景にある。「紳士としての勇敢さやがまん強さを育てる場」とされていたカレッジでは、その後も根強くハッキングを容認する空気が強かったようだが、肉体労働者にとって、ハッキングによってケガを負い仕事ができなくなることは、生活上大きな問題であった。そのためサッカーが大衆的なスポーツとして広まるに従い、その弊害が強く指摘されるようになり、禁止されるようになっていった。

現在のファウルとされるものは、意図するかどうかにかかわらず、相手の競技能力を暴力的に阻止することを禁止したものが多い。

また、「警告」や「退場」の制度も当初からあったわけではなく、特にプロ化に伴いたび重なる反則行為や危険な反則により、選手生命が絶たれるケースが続いたために導入された。他にもオフサイドのルールやゴールキーパーへの保護など、時代の要請によりルールはたびたび変更されてきていることから、ルールが不変のものでないことも知っておきたい。

参考文献:・フットポールの文化史(山本浩 著 ちくま新書) ・スポーツルールはなぜ不公平が(生島淳 著 新潮選書) ・オフサイドはなぜ反則か(中村敏雄 三省堂)

【1】ワークシート②

「反則プレーについて意見を出し合おう!」

皆さんに配ったカードには、実際に「警告 (イエローカード)」「退場 (レッドカード)」の対象となるプレーの例が書かれています。これらは、どの選手も平等な条件で競技するために禁止されている行為です。

(質問 1)

次のプレーはいずれも反則となります。どれが「退場」で、どれが「警告」にあたるかわかりますか。「退場」「警告」に分類してください。

- **1** 相手選手に頭突きをした。
- **2** ボールにつばをかけた。
- 3 傷つける発言をした。

- **4** ファウルしたあと、ボールを相手に渡さずに別のところに蹴った。
- **5** ゴールしそうなボールに 靴をぶつけて止めた。
- 6 相手に蹴られていないの に、蹴られたふりをして ころんだ。

- **7** 反則によって得たフリー キックを自分の有利なと ころから蹴った。
- 8 今にもシュートを打つ体勢 の相手選手のユニフォーム を引っ張って止めた。
- 9 ドリブル中の相手選手の 足をめがけて、後ろから タックルして転がした。

(質問2)

(質問 1) のプレーを自分たちで考えたカテゴリーに分類し、その理由を答えてください。

カテゴリー 1	カテゴリー 2	カテゴリー 3
プレー No.	プレー No.	プレー No.
理由	理 由	理由

・退場となるプレー 1・2・3・8・9

警告となるプレー 4・5・6・7

「ルールと人権」

今、私たちがもっている権利の多くは、今日学習したサッカーなどスポーツのルールと同様に、歴史的な経緯の中で社会的背景や、その事例に直接かかわった人々の声が結集する形でできあがってきたものです。

次の質問について、グループで考えてください。

(質問 1)

ワークシート②に示された反則が許されたら、サッカーのゲームはどうなるでしょうか。

(質問2)

ルールが守られない状況とはどのような状態ですか。学校生活や交通安全等、身近なところから考えてみましょう。

第2次

世界人権宣言とは

目標

- ●世界人権官言が作られた背景やその歴史的経過をふまえながら、それぞれの条項を理解する。(単元目標 1)
- 自らの生活と世界人権宣言の関係を理解する。(単元目標 2)

準 備 物

- ・付せん紙、模造紙、A3 用紙
- ・資料 ①「世界人権宣言とは」
- ・資料 ②「世界人権宣言(外務省仮訳文)」(『気づく・学ぶ・広げる 人権学習』P112・P113)
- ・資料 ③「世界人権宣言」(『気づく・学ぶ・広げる 人権学習』P122・P123)
- ・ワークシート ④「世界人権宣言を自分たちの言葉で表現すると」

展 開 【2】

学習活動

1

5 人程度のグループで「自分が大切にしているもの」や「自分が欲しいもの」「自分がしたいこと」を付せん紙に書き出し、模造紙に貼る。

2

「人間が生きていく上で必要だと思うもの」をグループで話し合い、 選び出す。

3

「世界人権宣言」についての説明を聞く。

4

グループで資料②の「世界人権宣言」 を自分たちの言葉で表し、ワーク シート④に記入した後、発表し合う。

5

資料②に照らし合わせ、自分たちが 選んだ「必要なもの」が、どの条項 に該当するか確認し、発表する。

支援及び留意点

- ・ブレーンストーミングの手法で、書かせる。
- ・物質的なものだけではなく、精神的な ものも書き出させる。

- ・資料①、資料②を使って、「世界人権宣言」 が作られた背景やその内容をまとめさ せる。
- ・30の条項をグループ別に分担させる。
- ・必要に応じ、資料③の一部を紹介する。
- ・「必要なもの」は単に生存にかかわるも のだけではないことに気づかせる。

評価規準

「世界人権宣言」を自 分たちの言葉で表現 している。

【知識】

「必要なもの」と世界 人権宣言の条項とを 結びつけることがで きる。

【技 能】

ポイント

- ■「人権」は人間が生きていく上で不可欠であり、すべての人間に無条件で認められているものであることや、 歴史的な経緯をとおして獲得されてきたことも理解させましょう。また、「人権」は、人権を侵害されて苦しんでいる人が声をあげて獲得し、その後、社会のルールとなってきたことを理解させましょう。
- ■「ブレーンストーミング」については『気づく・学ぶ・広げる 人権学習』(P110) を 参考にしてください。

「世界人権宣言(Universal Declaration of Human Rights)とは」

20世紀に大きな戦争を2つも経験した人類は、人権問題は、それぞれの国の問題としてだけでは解決できない、人種や民族による差別を放置したままでは平和は達成できない、という大きな教訓を得ました。

そこで、世界の平和をめざし国際連合を設立し、国際連合を中心に、世界中のすべての人が持つ「人間としての権利」を定め、保障していこうと議論を重ね、合意に達した事柄を1948年12月10日に国連総会で「世界人権宣言」として採択しました。

英語では、"Universal Declaration of Human Rights" と言います。"Universal" は、「普遍的」、もっと簡単に言うと「どこでも、誰でも」という意味です。世界中の誰もがここに宣言された権利を持っているということです。もちろん私たちも持っています。

「私の」「あなたの」大切な人権です。どんな権利があるのか「世界人権宣言」を読んでみましょう。

世界人権宣言は、後に法律(条約)になることを想定して書かれています。ヨーロッパでは、個々の具体的な取り組みに端を発しながら、それを個々の問題としてすませるのではなく、そこから見えてきた大切な概念を、すべての人が持つ権利として共有するために言葉にし、法律や条約にしてきました。権利が法律の形で示されることで、社会の共通の基準となるとともに、侵害されたときにはその回復や保障を求めることが出来るようになったのです。(「世界人権宣言」がわかりにくいとすると、法律的な言葉で書かれているからかもしれません。)

「世界人権宣言」の理念は、国際条約として「国際人権規約」(1966 年採択)に具体化されました。この規約は、「経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約(A規約)」と「市民的及び政治的権利に関する国際規約(B規約)」とに分けられています。A規約は、個人の自然的(身体的)・物質的・文化的幸福(福祉)に関係する権利=「安全」を志向する権利であり、B規約は、私的自由や社会参加の自由に関する権利=「自由」を志向する権利です。国によって、どのような権利を重視するかで批准の仕方が違ってきます。日本は、1979年に両規約とも批准しています。

法律で決められているからではなく、自分たちで安心して居心地よく、自分らしく暮らせるよう、 自分たちで決めたルールだからこそ大切にしたいものです。そのためにも、自分たちがどんな権利を 持っているか知ることが大切です。

■「世界人権宣言」が作られた背景やその内容をまとめてみよう!

【2】ワークシート④

	「世界人権宣言を自分たちの言葉で表現すると」		
	「世界人権宣言」	を身近な生活に結びつけて、自分たちの言葉で表現してみましょう。	
第	()条	
	. ,		
第	()条	
第	()条	

第 3 次) 住みよい社会の実現に向けて

目標

住みよい社会にしていくために果たすべき責任について考え、行動しようとする。(単元目標3)

準備物

- ・ワークシート ⑤「誰にも文句を言う権利なんてないの?」
- ・ワークシート ⑥ 「地球温暖化と京都議定書」
- ワークシート ⑦ 「住みよい社会を求めて」



展開【3】

学習活動

各自でワークシート⑤「誰にも文 句を言う権利なんてないの?」に 台詞を記入する。

2

5 名程度のグループに分かれ、ワー クシート⑥「地球温暖化と京都議 定書」に取り組む。

グループでワークシート⑦「住み よい社会を求めて」について話し 合い、発表する

支援及び留意点

- ・図書室やインターネットを利用させる。
- ・京都議定書は地球温暖化を回避するた めに合意されたルールであり、それを 守ることが私たちに求められているこ とに気づかせる。
- ・身のまわりの出来事からグローバルな 視点へと広がりをもたせる。

これまでの学習をふ まえ、今後、取り組

むべきことを考えよ

うとしている。

【価値態度】

ポイント

■ よりよい社会の実現をめざし、果たさなければならない責任を認識させましょう。

評価規準

【3】ワークシート⑤

「誰にも文句を言う権利なんてないの?」

次の漫画の4コマ目の吹き出しに入れる言葉を記入してみよう。









【3】ワークシート⑥

「地球温暖化と京都議定書」

【インターネットを利用して調べてみよう】

- 1 地球温暖化が進むとどんなことが起きるの?
- 2 二酸化炭素排出量の多い国とその特徴は?

・排出量の多い国 (その国の特徴は ?)	国名	国名
	特徴	特徴
	国名	国名
	特徴	特徴

- 3 排出量の少ない国の特徴は?
- 4 京都議定書を批准している国は?
- 5 京都議定書で決議された内容は?
- 6 京都議定書は何のために国際会議で採択されましたか?

【3】ワークシート⑦

「住みよい社会を求めて」

「地球温暖化防止」を例にとり、私たちが果たさなければならない義務や責任について考え、どのようなことができるか具体的に考えてみましょう。

○高校生ができること

○仲間や家族と一緒にできること

○企業ができること

○国ができること